

## 飯田市消費生活センターの設置について

市民協働環境部男女共同参画課

### 1 経過

消費者安全法（平成 21 年 6 月 5 日法律第 50 号）において、市町村に「消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談と苦情処理のためのあっせん」の事務が義務づけられ、その事務を行う「消費生活センターの設置」が努力義務として位置づけられた。

当市では、地方消費者行政活性化基金による補助金を活用して、消費者相談窓口の充実に努めており、平成 23 年度から専任の消費生活相談員を雇用し、消費者からの相談、あっせんに常時対応できる体制を整えている。また、情報収集及び情報交換等、事務の効率的な実施のための設備である全国消費生活情報ネットワークシステムにも接続している。

一方で長野県は、長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画（計画期間：平成 26～29 年度）において、県消費生活センターの機能強化が位置づけられるとともに、市町村消費生活センターの人口カバー率 100%を重点目標として掲げており、現在県下の 15 市 1 町において設置されている。

高度情報化の進展や特殊詐欺被害の増大など、消費者被害が多様化、複雑化、深刻化する中で、消費者相談・支援体制をより判りやすくするため、飯田市として消費生活センターを本庁舎 C 棟耐震整備後の業務開始に合わせて設置することとする。

### 2 消費生活センターの名称及び組織的位置づけ等について

- (1) 名 称 飯田市消費生活センター
- (2) 設置の時期 平成 28 年 1 月（旧庁舎耐震改修後の業務開始時から）
- (3) 設置場所 本庁舎 C 棟 1 階男女共同参画課事務所内及び相談室
- (4) センターの組織的位置づけ

飯田市組織規則（平成 13 年規則第 9 号）第 4 条に規定する出先機関とし、その総括は男女共同参画課が行うものとする。

- (5) センターの組織体制・事務分掌

	職 責	職員配置	事務分掌
センター長	係長級	男女共同参画課長兼務	センターの総括
職 員	正規職員	消費生活係長	センター長の補佐、消費生活相談
職 員	臨時職員	消費生活相談員	消費生活相談

### 3 その他

- (1) センターに専用の直通電話を設置する。
- (2) 県消費生活センターは、県内 4 か所（長野市、松本市、上田市、飯田市）に設置されており、飯田市には長野県南信消費生活センター（平成 27 年 4 月に長野県飯田消費生活センターから名称変更）がある。